

～年金受給者の皆さまへ～

年金（老齢給付金）定時支給のお知らせ

令和元年 6月定時支給分（平成30年12月～令和元年5月分）の振込予定日は、令和元年 6月 3日（月）です。

この定時支給分の「年金支給のお知らせ」は、令和元年 5月30日（木曜日）に住友生命から発送する予定です。

（注）口座への着金（入金）時間は、金融機関により異なることから、午前中にお引き出しできない場合がありますので、ご了承ください。

老齢給付金について

- 老齢給付金は、年2回（6月・12月）の各1日が支給日となります。（1日が非営業日の場合は翌営業日）
- 老齢給付金は、「雑所得」として所得税の対象となります。
- 老齢給付金は、「扶養親族等申告書」の提出が適用されませんので、年金の支給時に一律で源泉徴収（支給額の7.6575%）をしております。翌年1月に「公的年金等の源泉徴収票」を送付いたしますので、この源泉徴収税の還付等の手続きは、各自が確定申告により清算していただきます。

《送金口座の変更》

送金先の金融機関や住所を変更する場合は、届出書をお送りいたしますので、当企業年金基金宛ご連絡ください。

【次回の年金定時支給は令和元年12月 2日（月） 予定です。】

＜お問合せ先＞

TEL：03-3560-7017
（平日 午前9時～午後5時）